

使用開始日
2026年7月13日

One ETF 日本国債先物逆連動指数

追加型投信／国内／債券／ETF／インデックス型

商品分類					属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
追加型	国内	債券	ETF	インデックス型	その他資産 (債券先物取引)	年1回	日本	その他 (Solactive 日本国債 先物逆連動指数)

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)でご覧いただけます。

この目論見書により行う「One ETF 日本国債先物逆連動指数」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2026年7月10日に関東財務局長に提出しております。当該届出書の効力の発生の有無については、委託会社への照会先までお問い合わせください。なお、効力が生じていない場合においては、本書に記載された内容につき訂正が行われる場合があります。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円(2026年4月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:23兆5,068億円
(2026年4月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託は、Solactive 日本国債先物逆連動指数に連動する投資成果を図ることを目的として、運用を行います。

ファンドの特色

1 Solactive 日本国債先物逆連動指数(以下「対象指数」という場合があります。))に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- 信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的として、わが国の短期公社債等を主要投資対象とし、主としてわが国の長期国債を対象とした先物取引^(*)(以下「長期国債先物取引」といいます。)を行います。
(*)海外の取引所において取引されるものを含みます。
 - 長期国債先物取引の正味の売建額は、原則として信託財産の純資産総額と同程度となるように調整を行います。
 - 追加設定、一部解約等により、長期国債先物取引を行った結果、長期国債先物取引の正味の売建額が、信託財産の純資産総額と同程度にならないことがあります。
 - 取引を行う長期国債先物取引は、流動性、効率性等を勘案して決定します。海外の長期国債先物取引を活用する場合の外貨建ての証拠金については、原則として対円での為替ヘッジを行います。
- ※信託財産で保有する有価証券の貸付取引を行う場合があります。

Solactive 日本国債先物逆連動指数とは

Solactive 日本国債先物逆連動指数は、日々の変動率を長期国債先物取引の前日比価格変動率の-1倍(マイナス1倍)として計算された指数で、Solactive社が2019年1月4日を基準日、1,000ポイントを基準値として保有・算出するものです。

2 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律により定められる投資信託ですが、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。

- 当ファンドの受益権は東京証券取引所に上場され、市場価格で売買することができます。
 - 売買単位は10口単位です。
 - 取引方法は原則として株式と同様です。
 - 売買手数料等詳しくは第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。



ファンドの目的・特色

<運用プロセス>

投資対象

- 主としてわが国の長期国債を対象とした先物取引^(*)を行います。
- わが国の短期公社債等を主要投資対象とします。



取引数量の決定

- Solactive 日本国債先物逆連動指数に連動する投資成果を図るため、運用は主として長期国債先物取引の売建てにより行います。
- 長期国債先物取引の正味の売建額が、原則として信託財産の純資産総額と同程度となるように調整を行います。
- 時価変動、資金動向などを加味して、長期国債先物取引の建玉調整枚数を算出します。



売買の実施

- 必要な長期国債先物取引の建玉調整枚数を売買します。

(*)海外の取引所において取引されるものを含みます。



ファンドの目的・特色

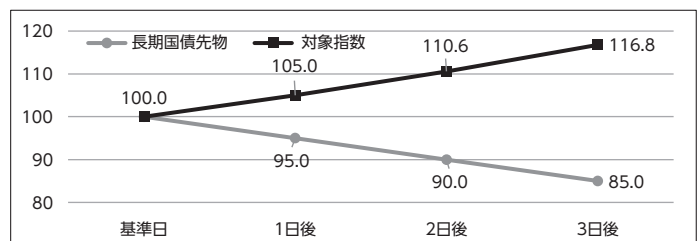
追加的記載事項

■ファンドが対象とする指数の値動きについて

Solactive 日本国債先物逆連動指数(以下、本欄において「対象指数」といいます。)は、日々の騰落率が長期国債先物の価格の騰落率の「-1倍」(マイナス1倍)となるように計算された指数です。したがって、対象指数と長期国債先物の値動きを2日以上離れた日と比較した場合、騰落率は「-1倍」(マイナス1倍)となるわけではありません。

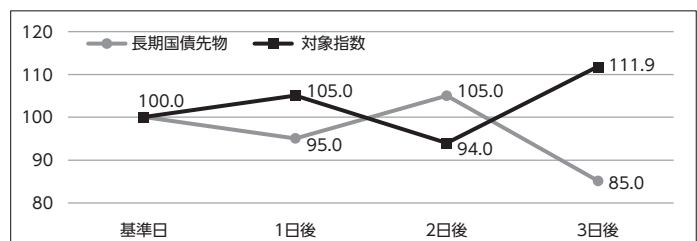
長期国債先物が一方的に下落した場合

	基準日	1日後	2日後	3日後
長期国債先物	100.0	95.0	90.0	85.0
対象指数	100.0	105.0	110.6	116.8
前日との騰落率比率				
長期国債先物	—	-5.0%	-5.3%	-5.6%
対象指数	—	5.0%	5.3%	5.6%
基準日との騰落率比率				
長期国債先物	—	-5.0%	-10.0%	-15.0%
対象指数	—	5.0%	10.6%	16.8%



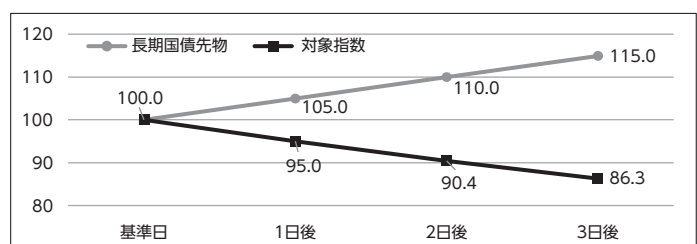
長期国債先物が下落・上昇後に下落した場合

	基準日	1日後	2日後	3日後
長期国債先物	100.0	95.0	105.0	85.0
対象指数	100.0	105.0	94.0	111.9
前日との騰落率比率				
長期国債先物	—	-5.0%	10.5%	-19.0%
対象指数	—	5.0%	-10.5%	19.0%
基準日との騰落率比率				
長期国債先物	—	-5.0%	5.0%	-15.0%
対象指数	—	5.0%	-6.0%	11.9%



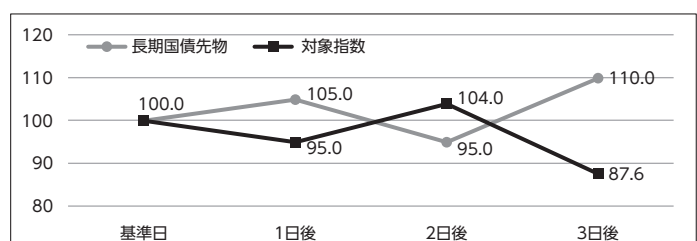
長期国債先物が一方的に上昇した場合

	基準日	1日後	2日後	3日後
長期国債先物	100.0	105.0	110.0	115.0
対象指数	100.0	95.0	90.4	86.3
前日との騰落率比率				
長期国債先物	—	5.0%	4.8%	4.5%
対象指数	—	-5.0%	-4.8%	-4.5%
基準日との騰落率比率				
長期国債先物	—	5.0%	10.0%	15.0%
対象指数	—	-5.0%	-9.6%	-13.7%



長期国債先物が上昇・下落後に上昇した場合

	基準日	1日後	2日後	3日後
長期国債先物	100.0	105.0	95.0	110.0
対象指数	100.0	95.0	104.0	87.6
前日との騰落率比率				
長期国債先物	—	5.0%	-9.5%	15.8%
対象指数	—	-5.0%	9.5%	-15.8%
基準日との騰落率比率				
長期国債先物	—	5.0%	-5.0%	10.0%
対象指数	—	-5.0%	4.0%	-12.4%



※上記の数値は小数第2位を四捨五入しています。

※上記各表およびグラフは、長期国債先物の値動きと対象指数の値動きの関係をわかり易く説明するために例示およびイメージ化したものであり、長期国債先物や対象指数の値動きを示唆、保証するものではありません。



ファンドの目的・特色

■ 主な投資制限

- 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%未満とします。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- 1発行体等当たりの株式等、債券等およびデリバティブ等の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

■ 分配方針

年1回の決算時(毎年6月20日)に収益分配を行います。

分配金額は、経費控除後の配当等収益の全額を原則とします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

指数の著作権等

当ファンドはSolactive AGによって資金提供、販売促進、販売またはその他の方法でサポートされるものではありません。また、Solactive AGは、指数、指数商標、いかなる時点の指数価格、その他の使用によって生じた結果について、明示的、黙示的を問わず保証するものではありません。指数はSolactive AGによって計算、公開されます。Solactive AGは指数の正確な算出に最善を尽くします。委託者に対する義務にかかわらず、Solactive AGは、当ファンドの投資家または金融仲介機関等を含む第三者に対して、指数の誤りを指摘する義務を負いません。Solactive AGによる指数の公表、または当ファンドに関連した利用のための指数もしくは指数商標の使用許諾は、当ファンドへの投資をSolactive AGが推奨するものではなく、当ファンドへのいかなる投資に関して、Solactive AGが何らかの保証や意見を示すものではありません。



投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

長期国債 先物取引の 売建ての リスク

長期国債先物取引を売建てた場合、先物取引の価格上昇は、基準価額の下落要因となります。

長期国債先物取引の価格は、金利の動き、先物市場の需給等を反映して変動します。当ファンドでは、長期国債先物取引を売建てますので、金利低下等により先物取引の価格が上昇した場合には損失が発生し、基準価額が下落する要因となります。

公社債の 価格変動 リスク

投資する短期公社債等の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが投資する短期公社債等の価格は、金利の変動による影響を受けます。金利の上昇は、一般に当ファンドが保有する短期公社債等の価格を下落させ、基準価額が下落する要因となります。

信用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、債券の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

為替変動 リスク

為替ヘッジを行っても、円高による影響を完全には排除できません。

為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。当ファンドは、外貨建ての証拠金について原則として対円で為替ヘッジを行い為替リスクの低減をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。

流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

デリバティブ取引等を行う際や、有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。損失を被る可能性を排除できるものではありません。

● Solactive 日本国債先物逆連動指数と基準価額の主な乖離要因

当ファンドは、基準価額がSolactive 日本国債先物逆連動指数に連動する投資成果をめざしますが、主として次のような要因があるため、Solactive 日本国債先物逆連動指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

- 長期国債先物取引の売建額の評価額が必ずしも純資産総額と同額とならないこと
- 日々の追加設定・換金などに対応した長期国債先物取引の約定価格と終値に生じる差
- 長期国債先物取引の大幅な変動や急激な変動の場合などにより先物取引が成立せず、必要な取引数量のうち全部または一部が取引不成立となる場合があること
- 長期国債先物取引の限月交代*時に、Solactive 日本国債先物逆連動指数における長期国債先物取引の限月と当ファンドで保有する長期国債先物取引の限月が完全に一致しないことや、売建てている先物取引を次の限月に乗り換える際のコストの影響
- *限月とは先物取引の期限が満了となる月をいいます。限月交代とは取引の中心となっている限月が次の限月に入れ替わることです。
- ファンドの資産規模が少額の場合等や、長期国債先物取引の最低取引単位の影響により、長期国債先物取引の組入比率を適切に調整できない場合があること
- 短期公社債等への投資による利子収入等があること
- 運用管理費用（信託報酬）、売買委託手数料などのコスト負担の影響

● Solactive 日本国債先物逆連動指数に内在する性質に関する注意点

Solactive 日本国債先物逆連動指数は、前営業日の指数に対する当営業日の指数の騰落率が、同期間の長期国債先物の価格の騰落率の「-1倍」（マイナス1倍）となるよう計算されている指数です。しかしながら、2営業日以上離れた期間におけるSolactive 日本国債先物逆連動指数の騰落率は、複利効果などにより一般に長期国債先物の価格の騰落率の「-1倍」（マイナス1倍）とはならず、計算上、差が生じます。

2営業日以上離れた期間におけるSolactive 日本国債先物逆連動指数の騰落率と長期国債先物の価格の騰落率の「-1倍」（マイナス1倍）との差は、当該期間中の長期国債先物の値動きによって変化し、プラスの方向にもマイナスの方向にもどちらにも生じる可能性があります。一般に、一定の範囲内で長期国債先物の値動きが上昇・下落を繰り返した場合に、マイナスの方向に差が生じ、Solactive 日本国債先物逆連動指数は逡減する可能性が高くなります。また、一般に、期間が長くなれば長くなるほど、その差が大きくなる傾向があります。**したがって、当ファンドは、一般的に中長期の投資には向かない金融商品です。**

- 当ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。



投資リスク

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、同部署がファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

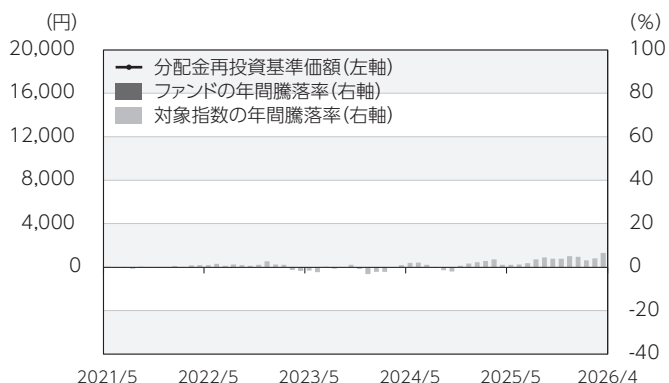
※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



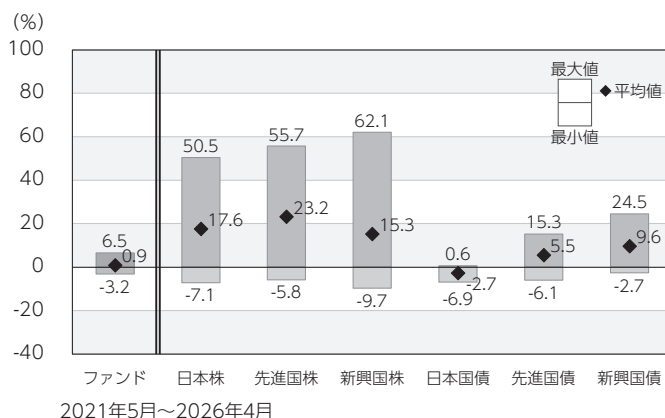
投資リスク

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*有価証券届出書提出日現在、分配金再投資基準価額およびファンドの年間騰落率はありません。

*ファンドの実績がないため、ファンドの年間騰落率に代えて連動する投資成果を目指す対象指数の年間騰落率を表示しております。

*ファンドの対象指数はSolactive 日本国債先物逆連動指数です。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績がないため、ファンドの年間騰落率に代えて対象指数の年間騰落率を用いて算出・表示しています。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日 本 株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広く網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新 興 国 株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日 本 国 債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先 進 国 債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新 興 国 債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



運用実績

有価証券届出書提出日現在、当ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

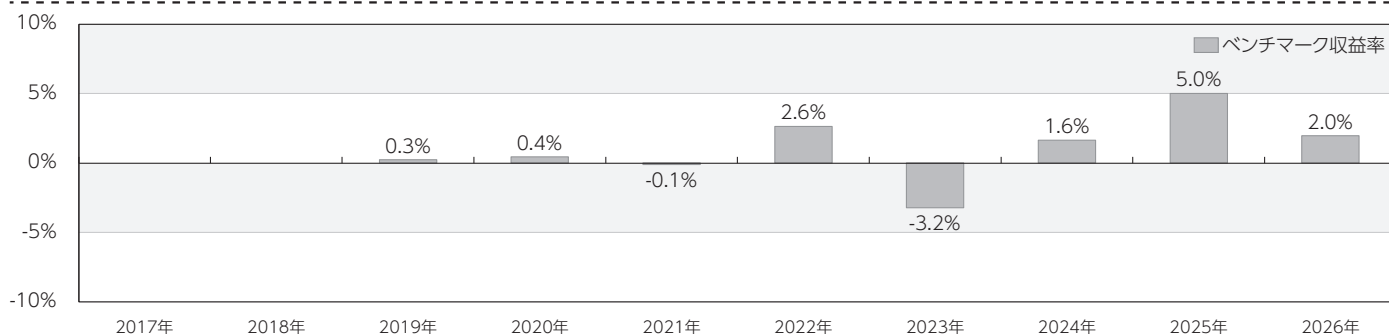
分配の推移(税引前)

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移(暦年ベース)(データの基準日:2026年4月30日)



※設定日以前のベンチマークの収益率を表示しています。

※2019年は対象指数の基準日(2019年1月4日)から年末までの収益率、および2026年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドのベンチマークは「Solactive 日本国債先物逆連動指数」です。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○ベンチマークの情報はあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況を開示することを予定しています。



手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	15,000口以上15,000口単位(当初元本1口=10,000円)
購 入 価 額	当初申込期間:1口当たり10,000円 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は10口当たりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	15,000口以上15,000口単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して3営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	当初申込期間:販売会社の営業時間中とします。 継続申込期間:原則として委託会社が別に定める時刻までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとして取扱います(お申込みがこれを経過した場合は翌営業日受付とします。)
購 入 の 申 込 期 間	当初申込期間:2026年7月27日から2026年7月29日まで 継続申込期間:2026年7月30日から2027年9月17日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	継続申込期間において、原則として、以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。ただし、以下の①から③に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等に鑑み、信託財産におよぼす影響が軽微である等と委託会社が判断するときには、購入・換金のお申込みを受理することがあります。 ① 決算日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、決算日が休業日の場合は、決算日の5営業日前から起算して5営業日以内) ② ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 ③ 上記①から②のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めたとき
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	当ファンドが行う長期国債先物取引のうち主として取引を行うものについて次の事象が発生したとき、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。 ・当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の立会の全部または一部が行われなときもしくは停止されたとき ・当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき
受 益 権 の 買 取 り	販売会社は、以下の①②に該当する場合で受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、②の場合の買取請求は、信託終了日の5営業日前までとします。 ① 取引所売買単位未満の振替受益権 ② 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。



手続・手数料等

信 託 期 間	無期限(2026年7月30日設定)
繰 上 償 還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。 • 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合 • 対象指数が廃止された場合 • 対象指数の計算方法の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めた約款の変更が書面決議により否決された場合 当ファンドが次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 • 信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 • 当初設定日より3年経過した日以降に受益権口数が30万口を下回る事となった場合 • やむを得ない事情が発生した場合
決 算 日	毎年6月20日
収 益 分 配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。
信 託 金 の 限 度 額	10兆円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	作成しません。
課 税 関 係	課税上は上場証券投資信託として取り扱われます。 上場証券投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購 入 時 手 数 料	販売会社が定める額 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。	
信 託 財 産 留 保 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.05%以内の率*を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。 *2026年7月30日現在は、0.01%になります。	
換 金（買 取 り）時 手 数 料	販売会社が定める額 換金（買取り）時手数料は、換金または受益権の買取りに関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運 用 管 理 費 用 （ 信 託 報 酬 ）	以下により計算される①と②の合計額とします。 ①ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.297%（税抜0.27%）以内の率*を乗じて得た額 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 *2026年7月30日現在は、年率0.297%（税抜0.27%）になります。配分は以下の通りです。	
	支払先	内訳（税抜）
	委託会社	年率0.25%
	受託会社	年率0.02%
		主な役務
		信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
		運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行、名義登録事務・分配金および償還金支払関係事務等の対価
	②有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料の55%（税抜50%）未満の率*を乗じて得た額 *2026年7月30日現在は、品貸料の49.5%（税抜45%）以内になります。 品貸料はファンドの収益として計上され、その収益の一部を委託会社と受託会社が運用管理費用（信託報酬）として受け取ります。 ※運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。	
そ の 他 の 費 用 ・ 手 数 料	◆受益権の上場にかかる費用（2026年7月10日現在） ・上場審査料:55万円（税抜50万円） ・新規上場料:新規上場時の純資産総額に対して0.00825%（税抜0.0075%） ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%（税抜0.0075%） ・追加上場料:追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のもののからの増加額）に対して0.00825%（税抜0.0075%） 上記の費用および消費税等に相当する金額は、投資者の負担とし、ファンドから支払うことができます。 また、その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・対象指数の商標使用料（2026年7月10日現在） 純資産総額に対して0.03% ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・先物取引・オプション取引等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。	

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。



手続・手数料等

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 分配金に対して20.315%
売却時、換金(解約)時 お よ び 償 還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 売却時、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2026年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO

